

5 近 経 第 1 6 1 号
令和 5 年 1 2 月 1 4 日

兵庫県朝来市伊由市場 5 1 4 - 1

株式会社松本組
代表取締役 松本 早正 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社の取締役が、令和 5 年 9 月 3 0 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕され、その後令和 5 年 1 0 月 2 1 日に贈賄の疑いで再逮捕されたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 9 年 7 月 2 日付け 1 8 林政第 7 9 3 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 6 年 3 月 1 4 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 ～ 令和 6 年 3 月 1 4 日（3 ヲ月）

2 指名停止の理由

株式会社松本組の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札で、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 5 年 9 月 3 0 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕され、その後令和 5 年 1 0 月 2 1 日に贈賄の疑いで再逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 8 号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。